

目次

人事委員会

- 人事委員会規則4—0（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—2（特殊勤務手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—18（管理職手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—31（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—38（通勤手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—99（扶養手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則7—140（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則9—2（職員の定年等）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則11—1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則12—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会の権限（職員の任用に関する規則）の一部委任の一部を改正する告示（同）
- 人事委員会の権限（通勤手当）の一部の委任の一部を改正する告示（同）

人事委員会規則 4—0（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 4—0—19

人事委員会規則 4—0（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、人事委員会規則 4—0（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選考の方法)</p> <p>第30条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用し、又は昇任させようとする者についてその都度行うものとする。ただし、人事委員会は、必要と認める場合にあつては、任命権者の依頼により、採用又は昇任を希望する者について、あらかじめ選考の一部（次項及び第40条の2において「あらかじめ選考」という。）<u>を行うことができる。</u></p> <p>第7章 [略]</p> <p>(採用についての選考の委任)</p> <p>第40条 人事委員会は、次の各号に掲げる権限を、各任命権者に委任する。</p> <p>(1) <u>第28条第1項第4号に規定する職で、別表第3に規定する職制上の段階が、標準的な職が課長補佐又は次長である職員の職の属する職制上の段階以下の職に採用する場合の職の承認及び選考を行う権限</u></p> <p>(2) <u>第28条第1項第4号に規定する職で、警察庁又は他の都道府県警察に勤務する警察官を人事行政の運営上の必要に基づき、別</u></p>	<p>(選考の方法)</p> <p>第30条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用し、又は昇任させようとする者についてその都度行うものとする。ただし、人事委員会は、必要と認める場合にあつては、任命権者の依頼により、採用又は昇任を希望する者について、<u>あらかじめ選考の一部を行うこと</u>（次項及び第40条の2において「あらかじめ選考」という。）<u>ができる。</u></p> <p>第7章 [略]</p> <p>(採用についての選考の委任)</p> <p>第40条 人事委員会は、次の各号に掲げる権限を、各任命権者に委任する。</p> <p>(1) 別表第3に規定する職制上の段階が、標準的な職が課長補佐又は次長である職員の職の属する職制上の段階以下の職<u>（第28条第1項第4号の規定に該当するものに限る。）</u>に採用する場合の職の承認及び選考を行う権限</p> <p>(2) 警察庁又は他の都道府県警察に勤務する警察官を人事行政の運営上の必要に基づき、別表第4に規定する職制上の段階又は階</p>

表第4に規定する職制上の段階又は階級が警部の階級以下の階級にある警察官の職に採用する場合の職の承認及び選考を行う権限

(あらかじめ選考を行う場合の委任等)

第40条の2 人事委員会は、第30条第1項ただし書の規定により、次に掲げる職への採用についてあらかじめ選考を行う場合において、同条第3項の規定により考査等を用いるときは、当該考査等の実施事務を当該職に係る任命権者に委任する。

(1) 警察官(警察官A採用試験又は警察官B採用試験と同時に行う場合に限る。)

(2) 別表第2第1項及び第2項第1号に掲げる職のうち人事委員会が別に定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により委任された事務を終了したときは、その結果を速やかに人事委員会に報告しなければならない。

3 [略]

別表第2 (第28条関係)

選考により採用することができる職

1 法令に定める免許又は資格を必要とする職

(1) [略]

(2) 薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、食品衛生監視員、薬事監視員及び環境衛生監視員の職

(3) [略]

級が警部の階級以下の階級にある警察官の職(第28条第1項第4号の規定に該当するものに限る。)に採用する場合の職の承認及び選考を行う権限

(あらかじめ選考を行う場合の委任等)

第40条の2 人事委員会は、第30条第1項ただし書の規定により、警察官の採用についてあらかじめ選考を行う場合(警察官A採用試験又は警察官B採用試験と同時に行う場合に限る。)において、同条第3項の規定により考査等を用いるときは、当該考査等の実施事務を警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、前項の規定により委任された事務を終了したときは、その結果を速やかに人事委員会に報告しなければならない。

3 [略]

別表第2 (第28条関係)

選考により採用することができる職

1 法令に定める免許又は資格を必要とする職

(1) [略]

(2) 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、食品衛生監視員、薬事監視員及び環境衛生監視員の職

(3) [略]

(4) 保育士、社会福祉士、寄宿舍指導員、司書、司書補、海技従事者、無線従事者及び職業訓練指導員の職

(4) 保育士、寄宿舍指導員、司書、司書補、海技従事者、無線従事者及び職業訓練指導員の職

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—1—47

人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
所在地	公署	所在地	公署
仙台市青葉区大倉字高畑 34—12	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所	仙台市青葉区大倉字高畑 34—12	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所
仙台市泉区福岡字蒜但木向 1—83	仙台地方ダム総合事務所七北田ダム管理事務所	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1—83	仙台地方ダム総合事務所七北田ダム管理事務所
加美郡加美町字漆沢宮ヶ森 1—17	大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森 1—17	大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所
加美郡加美町宮崎 39—27	大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所	加美郡加美町宮崎 39—27	大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所
加美郡加美町字麓山 1—9	大崎広域水道事務所	加美郡加美町字麓山 1—9	大崎広域水道事務所
加美郡色麻町黒沢字北條 152 番地	宮城県加美農業高等学校	加美郡色麻町黒沢字北條 152 番地	宮城県加美農業高等学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 155—1	蔵王自然の家	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 155—1	蔵王自然の家
白石市福岡蔵本字長峯 14 番地	白石市立福岡小学校長峯分校	白石市福岡蔵本字長峯 14 番地	白石市立福岡小学校長峯分校
白石市福岡八宮字不忘 107 番地	白石市立福岡小学校不忘分校	白石市福岡八宮字不忘 107 番地	白石市立福岡小学校不忘分校
白石市福岡深谷字三住 70—3	白石市立深谷小学校三住分校	白石市福岡深谷字三住 70—3	白石市立深谷小学校三住分校
白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南小学校	白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南小学校

刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 25 番地	蔵王町立遠刈田小学校	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 25 番地	蔵王町立遠刈田小学校
柴田郡川崎町今宿字町尻 1 番地	川崎町立川崎第二小学校	柴田郡川崎町今宿字町尻 1 番地	川崎町立川崎第二小学校
加美郡加美町上狼塚字東北原 12—1	加美町立広原小学校	加美郡加美町上狼塚字東北原 12—1	加美町立広原小学校
加美郡加美町字南寺宿 45 番地	<u>加美町立小野田小学校</u>	加美郡加美町字南寺宿 45 番地	<u>加美町立東小野田小学校</u>
加美郡加美町宮崎字屋敷一番 6—2	加美町立宮崎小学校	加美郡加美町宮崎字屋敷一番 6—2	<u>加美町立西小野田小学校</u>
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字神明 127 番地	加美町立賀美石小学校	加美郡加美町鳥屋ヶ崎字神明 127 番地	<u>加美町立鹿原小学校</u>
遠田郡美里町北浦字浦田上 129 番地	美里町立北浦小学校	遠田郡美里町北浦字浦田上 129 番地	加美町立宮崎小学校
遠田郡美里町荻塚字朝日壇 78 番地	美里町立中塚小学校	遠田郡美里町荻塚字朝日壇 78 番地	加美町立賀美石小学校
遠田郡美里町青生字中ノ橋 128—1	美里町立青生小学校	遠田郡美里町青生字中ノ橋 128—1	美里町立北浦小学校
気仙沼市塚沢 65 番地	気仙沼市立月立小学校	気仙沼市塚沢 65 番地	美里町立中塚小学校
白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南中学校	白石市越河平字平合 23—1	美里町立青生小学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 16 番地	蔵王町立遠刈田中学校	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 16 番地	気仙沼市立月立小学校
加美郡加美町字一本杉 12 番地	加美町立中新田中学校	加美郡加美町字一本杉 12 番地	白石市立白石南中学校
加美郡加美町字中原 23—41	加美町立鳴峰中学校	加美郡加美町字中原 23—41	蔵王町立遠刈田中学校
登米市津山町柳津字館石 6 番地	登米市立津山中学校	登米市津山町柳津字館石 6 番地	加美町立中新田中学校
仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四 14—3	仙台北警察署熊ヶ根駐在所	仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四 14—3	加美町立鳴峰中学校
遠田郡美里町北浦字道祖神 7—2	遠田警察署北浦駐在所	遠田郡美里町北浦字道祖神 7—2	登米市立津山中学校
遠田郡美里町中塚字如時 18 番地	遠田警察署中塚駐在所	遠田郡美里町中塚字如時 18 番地	仙台北警察署熊ヶ根駐在所
加美郡加美町字長檀 49—6	加美警察署小野田駐在所	加美郡加美町字長檀 49—6	遠田警察署北浦駐在所
加美郡加美町字味ヶ袋大善檀 5—1	加美警察署西小野田駐在所	加美郡加美町字味ヶ袋大善檀 5—1	遠田警察署中塚駐在所
加美郡加美町宮崎字東町 6—2	加美警察署西小野田駐在所	加美郡加美町宮崎字東町 6—2	加美警察署小野田駐在所
加美郡色麻町大字上新町 170 番地	加美警察署宮崎駐在所	加美郡色麻町大字上新町 170 番地	加美警察署西小野田駐在所
柴田郡川崎町青根温泉 2—23	加美警察署王城寺原駐在所	柴田郡川崎町青根温泉 2—23	加美警察署宮崎駐在所
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町 36 番	大河原警察署青根駐在所	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町 36 番	加美警察署王城寺原駐在所
	白石警察署遠刈田駐在所		大河原警察署青根駐在所
			白石警察署遠刈田駐在所

地		地	
伊具郡丸森町筆甫字中井 2—3	角田警察署筆甫駐在所	伊具郡丸森町筆甫字中井 2—3	角田警察署筆甫駐在所
伊具郡丸森町大張大蔵字台 30—3	角田警察署大張駐在所	伊具郡丸森町大張大蔵字台 30—3	角田警察署大張駐在所

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—2—77

人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 128 号）に基づき、人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（動植物等取扱手当） 第 5 条 [略] 2 [略] 3 条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で定めるものは、地方振興事務所農業振興部、<u>地方振興事務所農業・農村振興部</u>及び地方振興事務所地域事務所農業振興部に所属する職員とする。 4 [略]</p>	<p>（動植物等取扱手当） 第 5 条 [略] 2 [略] 3 条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で定めるものは、地方振興事務所農業振興部及び地方振興事務所地域事務所農業振興部に所属する職員とする。 4 [略]</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—18—76

人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第 1（第 1 条関係）				別表第 1（第 1 条関係）				
組織		職	区分	組織		職	区分	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
教育委員会	[略]	[略]	[略]	教育委員会	[略]	[略]	[略]	
	総合教育センター	[略]	[略]		総合教育センター	[略]	[略]	[略]
		<u>部長（企画管理部長を除く。）</u>	[略]			<u>教育推進部長</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
県警察	本部	[略]	[略]	県警察	本部	[略]	[略]	
		参事	[略]			参事	[略]	
		課長				課長		
		企画官				企画官		
		公安委員会補佐室長				公安委員会補佐室長		
		上席監察官				上席監察官		
		監察官				監察官		
		機動警ら隊長				機動警ら隊長		
		機動捜査隊長				機動捜査隊長		
		鉄道警察隊長				鉄道警察隊長		
機動隊長		機動隊長						
交通機動隊長		交通機動隊長						
高速道路交通警察隊長		高速道路交通警察隊長						
科学捜査研究所長		科学捜査研究所長						

	監査室長 犯罪被害者支援室長 健康管理センター所長 交通安全総合対策室長 高齢運転者等支援室長 管理官(人事委員会が定める者に 限る。) 航空隊長			監査室長 犯罪被害者支援室長 健康管理センター所長 交通事故総合分析室長 高齢運転者等支援室長 管理官(人事委員会が定める者に 限る。) 航空隊長		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から適用する。

人事委員会規則 7—31（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—31—25

人事委員会規則 7—31（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—31（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(2)の適用範囲) 第 6 条 [略] (1) [略] ア [略] イ <u>栄養士及び管理栄養士</u> ウ～サ [略] (2)・(3) [略]</p>	<p>(医療職給料表(2)の適用範囲) 第 6 条 [略] (1) [略] ア [略] イ 栄養士 ウ～サ [略] (2)・(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—33—80

人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）			別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）		
給料表の種類	職務の級	給与条例別表第 5 の 2 に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務	給料表の種類	職務の級	給与条例別表第 5 の 2 に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務
行政職給料表	[略]	[略]	行政職給料表	[略]	[略]
	5 級	1～10 [略] 11 警察本部の <u>アクティブ・コミュニケーション戦略官、心理専門官又は術科指導官</u> の職務 12～17 [略]		5 級	1～10 [略] 11 警察本部の心理専門官、 <u>術科指導官又は交通事故分析官</u> の職務 12～17 [略]
	6 級	1～6 [略] 7 警察本部の監察官、管理官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、採用調査官、教養調査官、上席術科指導官又は少年健全育成指導官の職務 8～15 [略]		6 級	1～6 [略] 7 警察本部の監察官、管理官、 <u>デジタル化推進調査官</u> 、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、採用調査官、教養調査官、上席術科指導官又は少年健全育成指導官の職務 8～15 [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
公安職給料表	[略]	[略]	公安職給料表	[略]	[略]
	5 級	1～3 [略] 4 警察本部の秘書官、 <u>アクティブ・コミュニケーション戦略官、留置管</u>		5 級	1～3 [略] 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、

		理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、組織窃盗対策官、捜査支援分析官、匿名・流動型犯罪グループ対策官、被害者連絡調整官、交通安全総合対策官、交通事故事件捜査対策官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務 5～12 [略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

		少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、組織窃盗対策官、捜査支援分析官、匿名・流動型犯罪グループ対策官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査対策官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務 5～12 [略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

別表第2 級別資格基準表（第5条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	[略]	[略]						
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
栄養士 管理栄養士	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]

2 獣医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、

別表第2 級別資格基準表（第5条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	[略]	[略]						
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
栄養士	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]

2 獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅ

はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク [略]

別表第6 初任給基準表（第12条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
栄養士 管理栄養士	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

ク [略]

う師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク [略]

別表第6 初任給基準表（第12条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
栄養士	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

ク [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—38—29

人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に基づき、人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは給与条例第11条の7第2項第3号に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示<u>又は第14条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により給与条例第11条の7第1項の職員たる要件を具備するものと確認したときは、その者に支</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは<u>通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により給与条例第11条の7第1項の職員たる要件を具備するものと確認したときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改</p>

給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(併用者の区分及び支給額)

第13条 給与条例第11条の7第2項第4号及び第5号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第4号及び第5号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等を通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。次号において同じ。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員（次号に掲げる職員を除く。）
同条第2項第1号及び第2号に定める額

(2) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員であって駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（以下この号、第4号及び第6号において「駐車場等利用職員」という。）及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であって駐車場等利用職員である職員 同条第2項第1号、第2号及び第3号アに定める額

(3) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前2号及び次号に掲げる職員を除く。）

(併用者の区分及び支給額)

第13条 給与条例第11条の7第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等を通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

(2) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に

同条第2項第1号に定める額

- (4) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、駐車場等利用職員であって1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額に同条第2項第3号アに定める額を加算した額以上である職員（第1号及び第2号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額
- (5) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号、第2号及び次号に掲げる職員を除く。）
同条第2項第2号に定める額
- (6) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、駐車場等利用職員であって1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額に同条第2項第3号アに定める額を加算した額未満である職員（第1号及び第2号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第2号及び第3号アに定める額

(駐車場等の要件)

第14条の2 給与条例第11条の7第2項第3号の人事委員会規則で定める施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関

定める額

- (3) 給与条例第11条の7第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

係と同様の事情にある者を含む。)若しくは給与条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第14条の3 給与条例第11条の7第2項第5号の人事委員会規則で定める職員は、第13条第3号及び第4号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第14条の4 給与条例第11条の7第2項第3号アの人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5千円を超える場合にあつては、5千円)とする。

(1) 一の駐車場を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第14条の5 [略]

2・3 [略]

4 給与条例第11条の7第3項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第13条第5号及び第6号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第11条の7第2項第2号に定める額（第13条第3号及び第4号に掲げる職員に係るものを除く。）及び給与条例第11条の7第2項第3号アに定める額（第13条第4号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第15条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第11条の7第3項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第15条の2 [略]

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) [略]

2・3 [略]

(事後の確認)

第17条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員につい

(支給日等)

第14条の2 [略]

2・3 [略]

4 給与条例第11条の7第3項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第13条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び給与条例第11条の7第2項第2号に定める額（第13条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第15条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第11条の7第3項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第15条の2 [略]

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) [略]

2・3 [略]

(事後の確認)

第17条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員につい

て、その者が給与条例第11条の7第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券、契約書及び領収書等の提示又はこれらの写しを求め、又は通勤の実情を実際に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

て、その者が給与条例第11条の7第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実施に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年宮城県条例第66号)第3条による改正後の給与条例第11条の7第2項第3号に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の規則7—38第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—39—54

人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
区分	学校名	所在地	区分	学校名	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1 級	白石市立福岡小学校八宮分校 白石市立福岡小学校長峯分校 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校 石巻市立大原小学校 南三陸町立名足小学校 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 登米市立津山中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場	白石市福岡八宮字坂ノ上 14 番地 16 白石市福岡蔵本字長峯 14 番地 刈田郡七ヶ宿町字利津保 16 番地 1 石巻市大原浜大光寺 1 番地 本吉郡南三陸町歌津字中山 14 番地 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原 1 番地 登米市津山町柳津字館石 6 番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保 1 番地	1 級	白石市立福岡小学校八宮分校 白石市立福岡小学校長峯分校 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校 <u>加美町立鹿原小学校</u> 石巻市立大原小学校 南三陸町立名足小学校 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 登米市立津山中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場	白石市福岡八宮字坂ノ上 14 番地 16 白石市福岡蔵本字長峯 14 番地 刈田郡七ヶ宿町字利津保 16 番地 1 <u>加美郡加美町字鹿原水堀 3 番地 1</u> 石巻市大原浜大光寺 1 番地 本吉郡南三陸町歌津字中山 14 番地 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原 1 番地 登米市津山町柳津字館石 6 番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保 1 番地
準へき地学校	川崎町立川崎第二小学校 大崎市立大貫小学校 登米市立東和小学校 気仙沼市立月立小学校 気仙沼市立唐桑小学校 南三陸町立戸倉小学校 登米市立東和中学校 気仙沼市立唐桑中学校	柴田郡川崎町大字今宿字町尻 1 番地 大崎市田尻大貫字境 37 番地 1 登米市東和町米谷字細野 35 番地 気仙沼市塚沢 65 番地 気仙沼市唐桑町明戸 208 番地 6 本吉郡南三陸町戸倉字宇津野 50 番地 1 登米市東和町米谷字細野 35 番地 気仙沼市唐桑町北中 130 番地	準へき地学校	川崎町立川崎第二小学校 大崎市立大貫小学校 <u>加美町立西小野田小学校</u> 登米市立東和小学校 気仙沼市立月立小学校 気仙沼市立唐桑小学校 南三陸町立戸倉小学校 登米市立東和中学校 気仙沼市立唐桑中学校	柴田郡川崎町大字今宿字町尻 1 番地 大崎市田尻大貫字境 37 番地 1 <u>加美郡加美町字上野目高畑 5 番地</u> 登米市立東和町米谷字細野 35 番地 気仙沼市塚沢 65 番地 気仙沼市唐桑町明戸 208 番地 6 本吉郡南三陸町戸倉字宇津野 50 番地 1 登米市東和町米谷字細野 35 番地 気仙沼市唐桑町北中 130 番地

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 7—99（扶養手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—99—9

人事委員会規則 7—99（扶養手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—99（扶養手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（扶養親族の範囲） 第 2 条 [略] (1) [略] (2) 年額 130 万円以上 <u>（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者</u> <u>にあっては、年額 150 万円以上）</u> の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>（扶養親族の範囲） 第 2 条 [略] (1) [略] (2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—140（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—140—8

人事委員会規則 7—140（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第 48 号）に基づき、人事委員会規則 7—140（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>（通勤に係る費用弁償）</p> <p>第 21 条 会計年度任用職員給与条例第 5 条第 2 項の規定により給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 1 号の規定を準用する場合において、回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する職員の費用弁償の額は、1 箇月当たりの<u>平均通勤所要回数分</u>の運賃等の額とする。</p> <p>2 会計年度任用職員給与条例第 5 条第 2 項の規定により給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 2 号の規定を準用する場合において、同号に規定する職員は、1 箇月当たりの<u>平均通勤所要回数</u>が 10 回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100 分の 50 とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条関係） 級別資格基準表 ア～カ [略] キ 医療職給料表(2)級別資格基準表</p> <table border="1"> <tr> <td>職種</td> <td>[略]</td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		職種	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>（通勤に係る費用弁償）</p> <p>第 21 条 会計年度任用職員給与条例第 5 条第 2 項の規定により給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 1 号の規定を準用する場合において、回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する職員の費用弁償の額は、<u>平均</u>1 箇月当たりの<u>通勤所要回数分</u>の運賃等の額とする。</p> <p>2 会計年度任用職員給与条例第 5 条第 2 項の規定により給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 2 号の規定を準用する場合において、同号に規定する職員は、<u>平均</u>1 箇月当たりの<u>通勤所要回数</u>が 10 回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100 分の 50 とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条関係） 級別資格基準表 ア～カ [略] キ 医療職給料表(2)級別資格基準表</p> <table border="1"> <tr> <td>職種</td> <td>[略]</td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		職種	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
職種	[略]	[略]																													
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																									
職種	[略]	[略]																													
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																									

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
栄養士に相当する 職務 管理栄養士に相当 する職務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]

2 獣医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク [略]

別表第5（第9条関係） 初任給基準表

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
栄養士に相当する 職務 管理栄養士に相当 する職務	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

ク [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
栄養士に相当する 職務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]

2 獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク [略]

別表第5（第9条関係） 初任給基準表

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
栄養士に相当する 職務	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

ク [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 9—2（職員の定年等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 9—2—5

人事委員会規則 9—2（職員の定年等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第 3 号）に基づき、人事委員会規則 9—2（職員の定年等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(1)～(32) [略]</p> <p>(33) 宮城県警察組織規則第17条第 6 項に掲げる採用調査官、上席術科指導官、少年健全育成指導官及び科学捜査研究所の副所長</p>	<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(1)～(32) [略]</p> <p>(33) 宮城県警察組織規則第17条第 6 項に掲げる<u>デジタル化推進調査官</u>、採用調査官、上席術科指導官、少年健全育成指導官及び科学捜査研究所の副所長</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 11—1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 11—1—50

人事委員会規則 11—1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条第 4 項の規定により、人事委員会規則 11—1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
別表第 1（第 2 条関係） [略]	別表第 1（第 2 条関係） [略]																																												
備考 [略]	備考 [略]																																												
別表第 2（第 2 条関係）	別表第 2（第 2 条関係）																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">組 織</th> <th style="width: 75%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県税事務所</td> <td>所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉事務所</td> <td>所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 部長 支 所長</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>女性相談支援センター</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>地方振興事務所</td> <td>所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 地域事務</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職		[略]	県税事務所	所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 部長		[略]	保健福祉事務所	所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 部長 支 所長	保健所	[略]				[略]	<u>女性相談支援センター</u>	[略]		[略]	地方振興事務所	所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 地域事務	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">組 織</th> <th style="width: 75%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県税事務所</td> <td>所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉事務所</td> <td>所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 部長 支所長</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>高等看護学校</u></td> <td>校長 <u>副校長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>女性相談センター</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>地方振興事務所</td> <td>所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 地域事</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職		[略]	県税事務所	所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 部長		[略]	保健福祉事務所	所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 部長 支所長	保健所	[略]	<u>高等看護学校</u>	校長 <u>副校長</u>		[略]	<u>女性相談センター</u>	[略]		[略]	地方振興事務所	所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 地域事
組 織	職																																												
	[略]																																												
県税事務所	所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 部長																																												
	[略]																																												
保健福祉事務所	所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 部長 支 所長																																												
保健所	[略]																																												
	[略]																																												
<u>女性相談支援センター</u>	[略]																																												
	[略]																																												
地方振興事務所	所長 <u>地域事務所長</u> 副所長 地域事務																																												
組 織	職																																												
	[略]																																												
県税事務所	所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 部長																																												
	[略]																																												
保健福祉事務所	所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 部長 支所長																																												
保健所	[略]																																												
<u>高等看護学校</u>	校長 <u>副校長</u>																																												
	[略]																																												
<u>女性相談センター</u>	[略]																																												
	[略]																																												
地方振興事務所	所長 <u>地域事務所所長</u> 副所長 地域事																																												

	所副所長 部長 地域事務所部長		務所副所長 部長 地域事務所部長
	[略]		[略]
土木事務所	所長 地域事務所所長 副所長 部長	土木事務所	所長 地域事務所所長 副所長 部長
	[略]		[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 11—2—80

人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条第 4 項の規定により、人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
市町村	組織		職	市町村	組織		職
[略]				[略]			
気仙沼市	[略]			気仙沼市	[略]		
	市長部局	本庁	（本庁共通） 部長 会計管理者 事業推進官 次長 危機管理監 <u>ウェルビーイング推進官</u> 課長 所長 室長 参事 副参事 参与 （秘書広報課関係） 課長補佐 秘書係長 主幹、主査及び主事（秘書を担当する職に限る。） （総務課関係） 課長補佐 係長 （人事課関係）		市長部局	本庁	（本庁共通） 部長 会計管理者 事業推進官 次長 危機管理監 <u>人口減少対策統括官</u> 課長 所長 室長 参事 副参事 参与 （秘書広報課関係） 課長補佐 秘書係長 主幹、主査及び主事（秘書を担当する職に限る。） （総務課関係） 課長補佐 係長 （人事課関係）

			課長補佐 係長 主幹、主査及び主事（職員の人事、給与、服務その他勤務条件の事務を担当する職に限る。） （財政課関係） 課長補佐 財政係長 （企画課関係） 課長補佐 <u>企画政策係長</u> 行財政改革推進係長
			[略]
	総合支所		支所長 _____ 課長 副参事
			[略]
	教育委員会		[略]
			[略]
	<u>リアス・アーク美術館</u>		<u>館長</u>
			[略]
白石市			[略]
	市長部局	本庁	（本庁共通） 部長 会計管理者 理事 参事 課長 室長 副参事 （課長補佐の職を兼ねる者に限る。） （ <u>未来戦略課</u> 関係） 課長補佐 秘書係長 <u>政策係長</u>

			課長補佐 係長 主幹、主査及び主事（職員の人事、給与、服務その他勤務条件の事務を担当する職に限る。） （財政課関係） 課長補佐 財政係長 （ <u>震災復興・企画課</u> 関係） 課長補佐 <u>震災復興・総合企画係長</u> 行財政改革推進係長
			[略]
	総合支所		支所長 <u>次長</u> 課長 副参事
			[略]
	教育委員会		[略]
			[略]
	<u>市民会館</u>		<u>館長</u>
	_____		_____
			[略]
白石市			[略]
	市長部局	本庁	（本庁共通） 部長 会計管理者 理事 参事 課長 室長 副参事 （課長補佐の職を兼ねる者に限る。） （ <u>市長公室</u> 関係） <u>次長</u> 秘書係長 _____

			<p>(総務課関係) 課長補佐 <u>文書総務係長</u> 人事係長_____ 主査 及び主事(職員の人事、給 与、服務その他勤務条件の 事務を担当する職に限 る。)</p> <p>(財政課関係) 課長補佐 財政係長 管財 係長 契約係長 _____</p>				<p>(総務課関係) 課長補佐 <u>総務係長</u> 人事 係長 <u>文書係長</u> 主査及び 主事(職員の人事、給与、 服務その他勤務条件の事務 を担当する職に限る。)</p> <p>(財政課関係) 課長補佐 財政係長 管財 係長 契約係長 <u>(企画政策課関係)</u> 課長補佐 <u>企画政策係長</u></p>
			[略]				[略]
			[略]				[略]
角田市			[略]	角田市			[略]
	市長部局	本庁	<p>(本庁共通) 部長 会計管理者 危機管 理監 副危機管理監 理事 次長 副理事 課長 室長 参事</p> <p>(総務課関係) 課長補佐 秘書係長 人事 係長 総務係長 主幹、副 主幹、主査及び主事(秘書 又は人事を担当するもの に限る。)</p> <p>(財政課関係) 課長補佐 財政係長_____</p>		市長部局	本庁	<p>(本庁共通) 部長 会計管理者 危機管 理監 副危機管理監 理事 次長 副理事 課長 室長 参事</p> <p>(総務課関係) 課長補佐 秘書係長 人事 係長 総務係長 主幹、副 主幹、主査及び主事(秘書 又は人事を担当するもの に限る。)</p> <p>(財政課関係) 課長補佐 財政係長 <u>行財 政改革係長</u> 主幹、副主</p>

			[略]
教育委員会	事務局	教育次長 理事 副理事 課長 室長 教育専門監 参事	
			[略]
			[略]
多賀城市			[略]
	市長部局		[略]
		埋蔵文化財 調査センター ニ	所長
		多賀城跡ガ イダンス施 設	施設長
			[略]
	教育委員会		[略]
			[略]
			[略]
			[略]
岩沼市			[略]
	市長部局		[略]

			幹、主査及び主事（行財政 改革を担当するものに限 る。）
			[略]
教育委員会	事務局	教育次長 理事 副理事 課長 室長 教育専門監 子ども支援専門監 参事	
			[略]
			[略]
多賀城市			[略]
	市長部局		[略]
			[略]
	教育委員会		[略]
		埋蔵文化財 調査センター ニ	所長
		多賀城跡ガ イダンス施 設	施設長
			[略]
			[略]
岩沼市			[略]
	市長部局		[略]

		<u>miiina</u>	所長
		[略]	
		[略]	
	[略]		
登米市	[略]		
市長部局	本庁	<p>(本庁共通)</p> <p>部長 局長 会計管理者 次長 危機管理監 課長 室長 専門監</p> <p>(市長公室関係)</p> <p>室長補佐 秘書総務係長 主幹、主査及び主事(秘書 を担当するものに限る。)</p> <p>(人事課関係)</p> <p>課長補佐 人事研修係長 給与厚生係長 主幹、主査 及び主事(人事及びサービスを 担当するものに限る。)</p> <p>(財政経営課関係)</p> <p>課長補佐 財政一係長 財 政二係長 <u>財政管理係長</u> 主幹、主査及び主事(予算 を担当するものに限る。)</p>	
		[略]	
教育委員 会	事務局	部長 _____ 次長 課長 室長 事務所長	
		[略]	

		[略]	
		<u>ハナトピア</u> <u>岩沼</u>	所長
		[略]	
	[略]		
登米市	[略]		
市長部局	本庁	<p>(本庁共通)</p> <p>部長 局長 会計管理者 次長 危機管理監 課長 室長 専門監</p> <p>(市長公室関係)</p> <p>室長補佐 秘書総務係長 主幹、主査及び主事(秘書 を担当するものに限る。)</p> <p>(人事課関係)</p> <p>課長補佐 人事研修係長 給与厚生係長 主幹、主査 及び主事(人事及びサービスを 担当するものに限る。)</p> <p>(財政経営課関係)</p> <p>課長補佐 財政一係長 財 政二係長 _____ 主幹、主査及び主事(予算 を担当するものに限る。)</p>	
		[略]	
教育委員 会	事務局	部長 <u>理事</u> 次長 課長 室長 事務所長	
		[略]	

	[略]		
栗原市	議会	事務局	局長 次長_____
	市長部局	[略]	
		ジオパーク 推進室	室長 副参事
		総合支所	支所長 課長 技術副参事
		[略]	
	教育委員 会	[略]	
		栗原文化会 館	館長
		若柳総合文 化センター	館長
	[略]		
[略]			
富谷市	[略]		
	市長部局	[略]	
		複合図書館	センター長
	教育委員 会	事務局	教育次長 教育部長 教育 部次長 課長 室長
		[略]	
		市民センタ ー	所長
		[略]	
		市民図書館	館長
[略]			
[略]			
柴田町	[略]		

	[略]		
栗原市	議会	事務局	局長 次長 副参事
	市長部局	[略]	
		_____	_____
		総合支所	支所長 課長_____
		[略]	
	教育委員 会	[略]	
		_____	_____
		_____	_____
		教育センタ ー	センター長
	[略]		
[略]			
富谷市	[略]		
	市長部局	[略]	
		_____	_____
	教育委員 会	事務局	教育次長 教育部長_____
		_____ 課長 室長	
		[略]	
		公民館	館長
		[略]	
[略]			
[略]			
柴田町	[略]		

町長部局	本庁	課長 会計管理者 危機管理監	
	[略]		
	児童館	館長	
	こどもセンター	館長	
	子育て支援センター	館長	
	教育委員会	[略]	
		郷土館	館長
		図書館	館長
	[略]		
	監査委員	事務局	局長
選挙管理委員会	事務局	書記長	
[略]			
大衡村	[略]		
	村長部局	本庁 参事 技術参事 課長 室長 副参事 副技術参事	
	教育委員会	事務局 教育次長 参事 課長 副参事	
[略]			
加美町	[略]		
	教育委員会	事務局 教育次長 課長 室長	
	[略]		
[略]			
南三陸町	[略]		
	教育委員会	[略]	
	公民館	館長	

町長部局	本庁	課長 _____	
	[略]		
	_____	_____	
	_____	_____	
	_____	_____	
	教育委員会	[略]	
		_____	_____
		_____	_____
	[略]		
	_____	_____	_____
_____	_____	_____	
_____	_____	_____	
[略]			
大衡村	[略]		
	村長部局	本庁 _____ 課長 室長 _____	
	教育委員会	事務局 教育次長 _____ 課長 _____	
[略]			
加美町	[略]		
	教育委員会	事務局 _____ 課長 室長	
	[略]		
[略]			
南三陸町	[略]		
	教育委員会	[略]	
	_____	_____	

	図書館	館長
	学校給食センター	所長
[略]		
[略]		

備考 [略]

別表第2（第2条関係）

一部事務組合及び広域連合	組織	職
[略]		
大崎地域広域行政事務組合	[略]	[略]
[略]		

備考 [略]

[略]		
[略]		

備考 [略]

別表第2（第2条関係）

一部事務組合及び広域連合	組織	職
[略]		
大崎地域広域行政事務組合	[略]	[略]
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	組合事務局	局長 会計管理者
[略]		

備考 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則12—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則12—1—29

人事委員会規則12—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮城県条例第63号）に基づき、人事委員会規則12—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="230 719 833 759">名称</th><th data-bbox="833 719 1120 759">所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="230 759 833 799"><u>公益社団法人宮城県観光連盟</u></td><td data-bbox="833 759 1120 799">仙台市</td></tr><tr><td data-bbox="230 799 833 842">公益社団法人宮城県国際経済振興協会</td><td data-bbox="833 799 1120 842">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	<u>公益社団法人宮城県観光連盟</u>	仙台市	公益社団法人宮城県国際経済振興協会	[略]	<p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1171 719 1774 759">名称</th><th data-bbox="1774 719 2060 759">所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1171 759 1774 799"></td><td data-bbox="1774 759 2060 799"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 799 1774 842">公益社団法人宮城県国際経済振興協会</td><td data-bbox="1774 799 2060 842">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	所在地			公益社団法人宮城県国際経済振興協会	[略]
名称	所在地												
<u>公益社団法人宮城県観光連盟</u>	仙台市												
公益社団法人宮城県国際経済振興協会	[略]												
名称	所在地												
公益社団法人宮城県国際経済振興協会	[略]												

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会告示第7号

人事委員会は、人事委員会規則2-2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和48年人事委員会告示第1号（人事委員会の権限（職員の任用に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和8年3月31日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 [略]</p> <p>2 委任する権限</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則4-0第11条から第18条までの規定による名簿の有効期間の設定若しくは延長、名簿の統合、名簿への追加、削除若しくは復活又は名簿の訂正若しくは失効を<u>行う</u>こと又は名簿を閲覧に供すること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 規則4-0第29条の規定により、選考に合格したものとみなすことができる職の承認を<u>行う</u>こと。</p> <p>(6) 法第22条及び規則4-0第37条第2項の規定による条件付採用期間の延長についての承認を<u>行う</u>こと。</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>規則4-0第40条の2第1項第2号に規定する人事委員会</u>が定めるものについて定めること。</p> <p><u>(10)～(11)</u> [略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 委任する権限</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則4-0第11条から第18条までの規定による名簿の有効期間の設定若しくは延長、名簿の統合、名簿への追加、削除若しくは復活又は名簿の訂正若しくは失効を<u>行なう</u>こと又は名簿を閲覧に供すること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 規則4-0第29条の規定により、選考に合格したものとみなすことができる職の承認を<u>行なう</u>こと。</p> <p>(6) 法第22条及び規則4-0第37条第2項の規定による条件付採用期間の延長についての承認を<u>行なう</u>こと。</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p><u>(9)～(10)</u> [略]</p>

3 この告示の効力の発生する日

令和8年4月1日

